

周南病院

指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁徳会が開設する周南病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法、摂食嚥下療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、言語療法、摂食嚥下療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、目標設定をし、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 仁徳会 周南病院
- 2 所在地 山口県周南市御幸通2丁目8番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------|----|-----|-------|
| 管理者（医師） | 1名 | 0名 | 病院と兼務 |
| 医師 | 2名 | 2名 | 病院と兼務 |
| 理学療法士 | 1名 | 0名 | 病院と兼務 |
| 作業療法士 | 2名 | 0名 | 病院と兼務 |
| 言語聴覚士 | 0名 | 0名 | 病院と兼務 |

1 管理者（医師）

管理者、医師は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日

定休日 日曜、祝祭日、お盆（8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）。

2 営業時間 8時30分から17時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、周南市、下松市（事業所より半径16Km以内。離島は除く。）の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、実費を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(衛生管理)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

第12条 事業者は利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業者は提供した、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め、又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は提供した、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（個人情報保護）

- 第13条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

- 第14条 事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - 2 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

（身体拘束に関する事項）

- 第15条 事業所は、原則として利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（感染症及び非常災害対策に関する事項）

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を検討・整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2025年 3月25日 改定

周南病院

訪問看護及び介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁徳会が開設する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護職員が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、在宅診療部看護師は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、目標設定をし、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 仁徳会 周南病院
- 2 所在地 山口県周南市御幸通2丁目8番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名（看護師）

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また自らも事業の提供に当たる。

2 看護職員 6名（常勤）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
定休日 日曜、祝祭日、お盆（8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）。
- 2 営業時間 8時30分から17時00分
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 床ずれの予防・処置
- 5 ターミナルケア
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

（事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、周南市、下松市（事業所より半径16Km以内。離島は除く。）の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、実費を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（衛生管理）

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる処

置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は訪問看護の提供を行っているときに利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い、指示を求める等の必要な処置を講ずるとともに管理者に報告する。主治の医師への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治の医師、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

- 第12条 事業者は利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業者は提供した、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め、又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は提供した、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を検討・整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2025年 3月25日 改定

周南病院 居宅療養管理指導 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人仁徳会が開設実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(運営の方針)

第2条

- 1 周南病院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
- 2 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保険・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 仁徳会 周南病院
- 2 所在地 山口県周南市御幸通2丁目8番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師 3人
看護師 6人

医師は居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日
定休日 日曜、祝祭日、お盆（8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）。
- 2 営業時間 8時30分から17時00分
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、周南市、下松市（事業所より半径16Km以内。離島は除く。）の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めるが額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときには、その額の1割又2割とする。
- 2 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

第11条 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など、必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所に掲示する。

- 1 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を尊守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待防止の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を検討・整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2025年 3月25日 改定